

聖籠町告示第48号

聖籠町日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町日中一時支援事業実施要綱（平成21年聖籠町告示第32号）の一部を次のように改正する。

第9条中「次に掲げる費用の一部又は全部を負担するものとする」を「次の各号に掲げる費用について、当該各号に定める額を負担するものとする」に改める。

別表の1の表を次のように改める。

1 日中一時支援に要する費用

対象者	報酬単価
障害者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「平成18年告示」という。）別表第7-1-1-イ-（1）及び（2）に規定する単位数とし、所要時間に応じ、4時間未満、4時間以上8時間未満又は8時間以上に区分し、それぞれ当該単位数に4分の1、4分の2又は4分の3の割合を乗じて得た単位数（小数点以下は四捨五入する。）を1単位数10円とし

	て換算するものとし、算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
障害児	平成18年告示別表第7-1-1-1-1(3)及び(4)に規定する単位数とし、所要時間に応じ、4時間未満、4時間以上8時間未満又は8時間以上に区分し、それぞれ当該単位数に4分の1、4分の2又は4分の3の割合を乗じて得た単位(小数点以下は四捨五入する。)を1単位10円として換算するものとし、算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

別表の2の表中「420円」を「平成18年告示別表第6-10に規定する単位数に10を乗じた額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の聖籠町日中一時支援事業実施要綱の規定は、令和2年4月1日以降の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。